

# 雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、ハローワークにおける新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、期間を定めた限定的な特例措置を設け、当面の間（令和2年5月31日までの期間）の失業認定日について以下のとおりの取扱いとなりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。（感染の拡大等の状況を踏まえ、取扱いが延長される場合もあります。）

## 認定日の取扱いについて

ハローワークが指定した日にハローワーク等へ来所のうえ、失業の状態であった（ある）ことを「失業認定申告書」で申告していただいておりますが、令和2年5月31日までの間に失業認定日が指定されている受給資格者につきましては、原則、郵送による証明認定の取扱いとなります。

### 郵送による証明認定

現在指定されている失業認定日の翌日から起算して7日以内に「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」、「返信用封筒（切手不要）」をハローワークに郵送してください。

失業認定申告書の下部備考欄に「新型コロナウイルス感染防止のため安楽所への来所が困難」の記載と昼間連絡可能な電話番号を記載してください。ハローワークで処理後、受給資格者証等を返送します。

郵送事故防止のため、特定記録などで郵送いただきますようお願いいたします。

なお、現在指定されている失業認定日に来所することを強く希望される場合は、通常どおり来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。

また、認定日変更の取扱いも可能ですので、希望される場合は次の認定日の前日までに来所し、失業の認定を受けてください。

**詳しくは、管轄のハローワークの雇用保険窓口にお問い合わせください。**



北海道労働局・ハローワーク

2020年4月28日